

## 第3章 影響要因・環境要素及び環境影響評価の項目 (選定の結果)

### 第1節 環境影響評価の項目の選定

対象事業に係る環境影響評価の項目は、「長野県環境影響評価技術指針」(平成10年9月28日長野県告示第476号、最終改正：平成28年1月12日長野県告示第18号)の[様式]環境要因－環境要素関連表を基に、事業の特性及び地域の特性を考慮し、表3-1-1のとおり選定した。

表 3-1-1 環境影響評価の項目の選定

環境要素	環境要因 (小区分)	工事による影響					存在・供用による影響					事業特性・地域特性を踏まえた項目設定の理由	
		運搬(機材・資材・廃材・残土等)	土地造成(切土・盛土)	樹木の伐採	掘削	廃材・残土等の発生・処理	地形改変	樹木伐採後の存在	工作物の存在	緑化	施設の稼働		太陽光パネル等の交換・廃棄
				地掘(管渠、防災調整地掘堤)	伐採木・残土			太陽光パネル・調整地の存在等	パワーコンディショナー等の稼働				
大気質	環境基準が設定されている項目	○	○		○	△							【工事】工事関係車両の走行、建設機械の稼働に伴い大気質への影響が考えられる。
	粉じん	○	○		○	△							【工事】工事関係車両の走行、強風に伴う裸地からの砂塵等の巻き上げが考えられる。
	騒音	○	○	○	○	△				○			【工事、存在・供用】工事関係車両の走行、建設機械の稼働、パワーコンディショナーの稼働に伴い騒音による周辺環境への影響が考えられる。
	振動	○	○		○	△				○			【工事、存在・供用】工事関係車両の走行、建設機械の稼働、パワーコンディショナーの稼働に伴い振動による周辺環境への影響が考えられる。
	低周波音									○			【存在・供用】パワーコンディショナーの稼働に伴い低周波音による周辺環境への影響が考えられる。
水質	環境基準が設定されている項目及び物質		○		○								【工事】降水時に造成面からの濁水発生、掘削や降水に伴う濁水発生による水質への影響が考えられる。
	水生生物		△		△								【工事】降水時に造成面からの濁水発生、掘削や降水に伴う濁水発生による水生生物への影響が考えられる。
水象	河川及び湖沼		○	○			○	○	○				【工事、存在・供用】土地の造成、樹木の伐採、地形改変、森林が失われること、工作物の存在により表流水の挙動への影響が考えられる。
	地下水		○	○	○		○	○	○				【工事、存在・供用】土地の造成、地表が変化すること、掘削、地形改変、工作物の存在に伴い表流水の挙動への影響が考えられる。
土壌汚染	環境基準が設定されている項目及び物質		△								△		【工事、存在・供用】土地造成等、太陽光パネルの撤去方法によって、土壌への影響が考えられる。
地形・地質	土地の安定性		○	○			○	○	○				【工事、存在・供用】土地造成、樹木の伐採、地形改変、緑化により土地の安定性への影響が考えられる。
植物	植物相		○	○	○	△	○	○	○				【工事、存在・供用】土地造成、樹木の伐採、掘削、廃材・残土の発生・処理、地形改変、工作物の存在、緑化に伴う植物の生育環境への影響が考えられる。
	植生		○	○	○	△	○	○	○				
	土壌		△		△	△	△						
	注目すべき個体・集団・種及び群落 保全機能等		○	○	○	○	○	○	○				
動物	動物相	△	○	○	○	○	○	○	○				【工事、存在・供用】工事関係車両の走行、土地造成、樹木の伐採、掘削、廃材・残土の発生・処理、地形改変、工作物の存在、緑化に伴う動物の生息環境への影響が考えられる。
	注目すべき種及び個体群	△	○	○	○	○	○	○	○				
	生態系		○	○		○	○	○	○				【工事、存在・供用】土地造成、樹木の伐採、廃材・残土の発生・処理、地形改変、工作物の存在、緑化に伴う周辺生態系への影響が考えられる。
景観	景観資源及び構成要素		○	○		○	○	○	○				【工事、存在・供用】土地造成、樹木の伐採、残土等の発生・処理、地形改変、耕作物の存在、緑化に伴う景観への影響が考えられる。
	主要な景観		○	○		○	○	○	○				
	触れ合い活動の場	○											【工事】工事関係車両等の走行による触れ合い活動の場への影響が考えられる。
	文化財		○		○	○							【工事】土地造成、掘削、残土等の発生・処理に伴う埋蔵文化財への影響が考えられる。
廃棄物等	廃棄物					○					○		【工事、存在・供用】建設工事に伴う副産物の発生、除草による草木の発生、太陽光パネル等の交換・廃棄が見込まれる。
	残土等の副産物					○			△		△		【工事、存在・供用】樹木の伐採による伐採木、土地造成による残土、調整池の浚渫時に浚渫土砂の発生が見込まれる。
	温室効果ガス等	△	△	△	△				○	△			【工事、存在・供用】工事関係車両の走行、建設機械の稼働に伴い温室効果ガス等が発生する。また樹木の伐採に伴い、二酸化炭素の吸収減が失われる一方、太陽光発電による温室効果ガスの削減効果、緑化による温室効果ガスの吸収が見込める。
その他の環境要素	電波障害									○			【存在・供用】パワーコンディショナーの稼働に伴い電磁波による周辺環境への影響が考えられる。
	光害								○				【存在・供用】太陽光パネルの反射光による影響が考えられる。

【凡例】

- ◎ : 重点化項目(調査、予測及び評価を詳細に行う項目)
- : 標準項目(調査、予測及び評価を標準的に行う項目)
- △ : 簡略化項目(調査、予測及び評価を簡略化して行う項目)
- 無記入 : 非選定項目(調査、予測及び評価を行わない項目)

表 3-1-2 環境影響評価の項目として選定しない環境要素とその理由（工事）

影響要因の区分		選定項目の分類・根拠等
大気質	樹木の伐採	大気質における周辺環境への影響はない又は極めて小さい。
振動	樹木の伐採	振動における周辺環境への影響はない又は極めて小さい。
低周波音	運搬、土地造成、樹木の伐採、掘削、廃材・残土等の発生・処理	低周波音における周辺環境への影響はない又は極めて小さい。
悪臭	運搬、土地造成、樹木の伐採、掘削、廃材・残土等の発生・処理	悪臭における周辺環境への影響はない又は極めて小さい。
水質	運搬、樹木の伐採、廃材・残土等の発生・処理	水質における周辺環境への影響はない又は極めて小さい。
水象	運搬、廃材・残土等の発生・処理	水象における周辺環境への影響はない又は極めて小さい。
土壤汚染	運搬、樹木の伐採、掘削、廃材・残土等の発生・処理	土壤における周辺環境への影響はない又は極めて小さい。
地盤沈下	運搬、土地造成、樹木の伐採、掘削、廃材・残土等の発生・処理	地盤沈下における周辺環境への影響はない又は極めて小さい。
地形・地質	運搬、掘削	地形・地質における周辺環境への影響はない又は極めて小さい。
植物	運搬	工事関係車両の走行に伴う植物の生育環境への影響は極めて小さい。
生態系	運搬、掘削	周辺生態系への影響は極めて小さい。
景観	運搬、掘削	景観における周辺環境への影響はない又は極めて小さい。
触れ合い活動の場	土地造成、樹木の伐採、掘削、廃材・残土等の発生・処理	触れ合い活動の場における周辺環境への影響はない又は極めて小さい。
文化財	運搬、樹木の伐採	文化財における周辺環境への影響はない又は極めて小さい。
廃棄物等	運搬、土地造成、樹木の伐採、掘削	廃棄物等の発生はない。
温室効果ガス等	廃材・残土等の発生・処理	温室効果ガス等における周辺環境への影響はない又は極めて小さい。
その他の環境要素	運搬、土地造成、樹木の伐採、掘削、廃材・残土等の発生・処理	周辺環境への影響はない又は極めて小さい。

表 3-1-3 環境影響評価の項目として選定しない環境要素とその理由（存在・供用）

影響要因の区分		選定項目の分類・根拠等
大気質	地形改変、樹木伐採後の状態、工作物の存在、緑化、施設の稼働、太陽光パネル等の交換・廃棄、排水処理	大気質における周辺環境への影響はない又は極めて小さい。
騒音	地形改変、樹木伐採後の状態、工作物の存在、緑化、太陽光パネル等の交換・廃棄、排水処理	騒音における周辺環境への影響はない又は極めて小さい。
振動	地形改変、樹木伐採後の状態、工作物の存在、緑化、太陽光パネル等の交換・廃棄、排水処理	振動における周辺環境への影響はない又は極めて小さい。
低周波音	地形改変、樹木伐採後の状態、工作物の存在、緑化、太陽光パネル等の交換・廃棄、排水処理	低周波音における周辺環境への影響はない又は極めて小さい。

表 3-1-3 環境影響評価の項目として選定しない環境要素とその理由（存在・供用、つづき）

影響要因の区分		選定項目の分類・根拠等
悪臭	地形改変、樹木伐採後の状態、工作物の存在、緑化、施設の稼働、太陽光パネル等の交換・廃棄、排水処理	悪臭における周辺環境への影響はない又は極めて小さい。
水質	地形改変、樹木伐採後の状態、工作物の存在、緑化、施設の稼働、太陽光パネル等の交換・廃棄、排水処理	水質における周辺環境への影響はない又は極めて小さい。
水象	施設の稼働、太陽光パネル等の交換・廃棄、排水処理	水象における周辺環境への影響はない又は極めて小さい。
土壌	地形改変、樹木伐採後の状態、工作物の存在、緑化、施設の稼働、排水処理	土壌における周辺環境への影響はない又は極めて小さい。
地盤沈下	地形改変、樹木伐採後の状態、工作物の存在、緑化、施設の稼働、太陽光パネル等の交換・廃棄、排水処理	地盤沈下における周辺環境への影響はない又は極めて小さい。
地形・地質	工作物の存在、施設の稼働、太陽光パネル等の交換・廃棄、排水処理	地形・地質における周辺環境への影響はない又は極めて小さい。
植物	施設の稼働、太陽光パネル等の交換・廃棄、排水処理	植物の生育環境への影響は極めて小さい。
動物	施設の稼働、太陽光パネル等の交換・廃棄、排水処理	動物の生息環境への影響は極めて小さい。
生態系	施設の稼働、太陽光パネル等の交換・廃棄、排水処理	周辺生態系の生息環境への影響は極めて小さい。
景観	施設の稼働、太陽光パネル等の交換・廃棄、排水処理	景観における周辺環境への影響はない又は極めて小さい。
触れ合い活動の場	地形改変、樹木伐採後の状態、工作物の存在、緑化、施設の稼働、太陽光パネル等の交換・廃棄、排水処理	触れ合い活動の場における周辺環境への影響はない又は極めて小さい。
文化財	地形改変、樹木伐採後の状態、工作物の存在、緑化、施設の稼働、太陽光パネル等の交換・廃棄、排水処理	文化財における周辺環境への影響はない又は極めて小さい。
廃棄物等	地形改変、樹木伐採後の状態、緑化、施設の稼働、排水処理	廃棄物等における周辺環境への影響はない又は極めて小さい。
温室効果ガス等	地形改変、樹木伐採後の状態、施設の稼働、排水処理	温室効果ガス等における周辺環境への影響はない又は極めて小さい。
その他の環境要素	地形改変、樹木伐採後の状態、緑化、太陽光パネル等の交換・廃棄、排水処理	周辺環境への影響はない又は極めて小さい。

## 第2節 方法書からの変更内容

環境影響評価方法書において選定した評価項目に対して、長野県環境影響評価条例に基づく環境保全の見地からの意見等を踏まえて、環境影響評価項目の見直しを行った。方法書からの変更点は、表3-2-1に示すとおりである。

表3-2-1 環境影響評価の項目の方法書からの変更点の概要

項目	変更内容
大気質	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事意見により、地上気象の調査項目として気温、湿度、日射量、放射収支量、降水量を追加した。</li> <li>知事意見により、諏訪市四賀（計画地内）を調査地点として追加した。</li> </ul>
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術委員会の助言により、調査方法に既存施設での測定を追加した。</li> <li>技術委員会の助言により、創価学会長野県青年研修道場の調査地点は諏訪市四賀（計画地内）に変更した。</li> </ul>
低周波音	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術委員会の助言により、調査方法に既存施設での測定を追加した。</li> </ul>
水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事意見により、健康項目を調査項目に追加した。</li> <li>知事意見により、最上流地点を調査地点として追加した。</li> <li>知事意見により、土質の状況は、A調整池流域、B調整池流域、C調整池流域の3箇所の試料を採取した。</li> <li>管理施設を置かない計画としたため、供用後の排水による水質の予測を削除した。</li> </ul>
水象	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事意見により、調査項目に、水文気象状況（水文気象状況の整理、蒸発散量の算定）、湿地実態調査（湿地・湧水分布調査）、水収支調査（広域的な沢水・湧水における流量観測）、水質分析（沢水、湿地水、湧水、井戸水）を対象とした水質分析、主成分分析、酸素・水素同位体分析）、自記流量観測を追加した。</li> <li>技術委員会の助言により、地下水について工事による影響、及び存在・供用による影響に係る項目を標準項目とした。</li> </ul>
土壤汚染	<ul style="list-style-type: none"> <li>方法書から変更なし</li> </ul>
地形・地質	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事意見により、土地の安定性について、存在・供用による影響のうち、地形改変、樹木伐採後の状態、緑化について標準項目とした。</li> <li>技術委員会の助言により、土地の安定性について、計画見直しにより工事による影響のうち残土等の発生・処理を削除した。</li> </ul>
植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事意見により、河川沿いや湿地に注目すべき群集・群落が生育することから、植生について春季の調査を追加した。</li> </ul>
動物	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事意見及び技術指針マニュアルにより、希少猛禽類調査は、営巣が確認されたことから、2営巣期の調査を実施した。</li> </ul>
生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>方法書から変更なし</li> </ul>
景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事意見により、別荘地内（ビバルデの丘）、霧ヶ峰・車山肩、車山頂上、杖突峠、鳥居平やまびこ公園、茅野市玉川泉野、守屋山、高ボッチ山、ピラタス蓼科スノーリゾート、北八ヶ岳ロープウェイ山頂駅、北八ヶ岳（横岳）、八ヶ岳連峰（赤岳）を調査地点として追加した。</li> <li>技術委員会の助言により、景観資源及び構成要素、主要な景観について、工事による影響に係る項目を標準項目とした。</li> </ul>
触れ合い活動の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事意見により、工事用車両の通行等による触れ合い活動の場への影響が考えられることから、調査、予測及び評価を行う標準項目とした。</li> </ul>
廃棄物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事意見により、存在・供用による影響について、工作物（調整池）の存在による浚渫土砂が発生することが考えられることから、予測及び評価を行うこととした。</li> </ul>
温室効果ガス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事意見により、工事による影響について、重機の稼働及び工事用車両等の走行による温室効果ガス等の排出が考えられることから、予測及び評価を行う標準項目とした。</li> </ul>
その他の環境要素	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事意見により、電波障害の調査方法に既存施設での測定を追加し、標準項目とした。</li> </ul>

